長府平家物語

十九

内閣文庫
和書
類 三二四八八
號
二〇冊
二〇三函
二三架

内閣文庫
番號 和 32488
冊數 20 (19)
函號 203 156

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

平家物語巻第十九

本三位中將移南都被剃事
大臣殿父子頸被渡事
大地震事
源氏六人受領事
平大納言被流罪事
九郎判官與二位殿中違事
土佐坊夜討事同被頸剃事
菊池次郎隆直被剃事

義経落都事
北條四郎時政上洛事
六代御前事
十郎藏人行家被討事
志太三郎先生義憲自害事
悪七兵衛降人事
薩摩中務被斬事

一信中將之石倉九郎と申す舎人一人をもて相尋し
奉るに鎌倉へ下り給ふ由八條院ぐらい
申ける也とぞ伊豆國まで法
師乃ぶしとぞ申ける木工右馬允朝時と申ける
大納言典侍殿めしくだされ給ふ中將殿
木津河の奈良坂までおくり奉る大衆うけとり奉る
首を切くびをば奈良坂にかけ奉る
坂まで御ものぐしとして其辺をかくすべし
とぞなきこえそうらひしむろを八荒野小

て世すてゝ仏ゝ仏ゝすゝめ給ひ給ふ
孝養をんとの給ふ木工允よ中間地蔵冠者
力者十力法師三人れ給ふものゝもとへつかは
され給ふ法師ゝなみゝ仏ゝ仏ゝ形さも
見ゝさゝゝ世三位中将乃法馬の左衛
ゝらつきゝなくゝそまゝけふ大納言
典侍殿ゝたゝつ法きゝもれ申ぬゝ心
ゝ仏ゝもゝ法ゝ世ゝ法すゝるゝ小引ゝ仏ゝ
申約束ゝ言ゝゝおきゝあゝゝ法眞寺よ

ゝ仏ゝ法ゝ世ゝを請ゝ御ゝ利
切ゝてゝあゝれ成ゝ法事ゝ也
女三位中将重衡ゝ奈良へゝゝ仏ゝ
ゝれハ大衆奏議して仏ゝ重衡卿を
悪人なゝゝ五刑乃ゝゝ利
修因感果乃道理究成ゝ法ゝハ重衡を
うけゝゝく東大寺興福寺ハ大地と三ゝ
めゝて後ゝゝひやすき鋸ゝや
きゝゝきゝゝゝれハ老僧奏議ゝく

此乗瀬といふ所に治兼乃合戦の時法花寺乃
鳥居乃前にうちなりく南都をそしなとし
大将軍やうそれ時魯達のうちとふせきりを
物をくかくめくらかつそのこうもきわ
なつまひもしてなりころさん武士て
うそくらかく年を送わ武士のこのらり語
取くはりらひもしのこうもきりてうわ
教さんを僧達乃行ふく志ふうすたく
りくまてを武士れ朝こうん頭とい語取く
伽藍乃法歌なれい奈良坂ようきくしと金剛
志ふれい九くくく武士乃をへ使者と遣ハす
般若路ら内へを入まるを
きらかくし伽藍れ御歌ふくをへハ貴を
語ふれ乃ととを中ふ送の武士蔵人大夫
頼兼三位中ハを木津川乃たふに引すく
をりく朝をんとひ三位中ハうとと
心ふれい木工允よ此道よ佛法をん
乃行へを朝時源ふらく行されを見ん

さらに仏法を広めて形るる
所なり。雲に阿弥陀乃三尊を尋ね出し
奉りて河原小東向に寺を建て三位
中将浄衣に左右の袖に
御手を引付奉りて乃糸をひく
さながらしるく達多の五逆罪却て天王寺の
記別を形る也。するに佛の御授記あるも
重衡の幸にして逆罪をひるがへして安養
浄土へ引導しまつる弥陀如来の四十八願の御誓

第十八乃願に一念十念を云ふ極楽浄土の
地へすゝめ入んと誓おはします重衡
それ最期の十念ともなるべし極楽浄
土へ導まつる乃給ふ所に向ひて念仏高
聲に唱へ給ふ三位中将御形をさらせる
さながら御形をさらせる木工允貴と
地にまきおめ給ふ人幾万国人
なみだ流さぬ事なし木工允おき
おはしく三位中将の元へ参り御

あをくらよう作く日野へとて西行ゆくとて安
さんなる迄大納言典侍殿たつと出給く彩色
なれむくろよりはなく聲をたかまち御
はちくい米をそいてまこと年来そはて度
相見る事もなくて此くやあんと思
はる事を物のもとにすみ中く一首よそ何心
成行くわさは心ひとつにあれまし
く朝を待やうれはとて海まて入給に夕れ
無常乃風をいうる迄はくれる井浦く波うん

同道ふもとうえこうれもくそうひれし
はて方へきるるねハ薊ようこあて焼上
をうく所をは墓をは率都婆とて
骨をは高野へ送り奉り彩形し供養
らもや三位中将形武士南都の大衆中へ送り
れた大衆うけとりく東大寺興福寺乃大
墻を三度めくて法華寺八鳥居の前まて
治承の合戦乃時義仲打立く南都をこし
をうもくをれく鎧よ貫さて三百く移移

人々まんをく般若野に卒都婆を釘付まつり
たてまつり大佛を焼捨すてるかる男女
逃のがれしかと中く溺と流しこ人も多
うりうと頭をはね七日うれと奈良坂より
きたると春屋坊と人より大弼三典信房三位中将
乃首をとりこひ信弼高野へ送りつるわ
小弼方の法印中と
素春坊乃と人と中さを左馬大夫重季孫右衛門
大夫季能うるせと酩酊法師まておりうう

東大寺造営の勧進に人せるさけたりまし
うれハ三位中将乃頭をとりこく小の方へ
行きたるを慈悲のつよさを哀也熟こ
ゝと業りうを重衡卿槻門玉樓乃家に
生とりし神明佛陀の加護をかく寛頭を
つきくそをくるを仁義禮智信乃法に
背き給うたるを
同廿三日大臣殿父子に法頭大炊御門殿
武士のをうう信乃大炊御門の大路と西へ

流して左獄門の前に標乃木を集めらる法皇
大炊御門東洞院より法皇を遷し行
三位殿以下人の頸を獄門の木に懸らる
先例なし悪右衛門督信頼卿を
犯し奉るべき頸を刎ねられ
獄門乃木に懸らる大臣殿父子西国へ
入らせ給ふ七条をひんがし流さる東西より
向へ行くに三条と西へ流さる
恥辱これ恥いつれも劣らぬ
いとをしかりける

女院を右国ゐをかりよ立入を張と者ども
召具せられ古身を生そるを
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を
入を張と者ども
召具せられ
さ物のよるくも心をしさ
かりをそれは西ぬれわと
大臣殿父子を三位中将
をそれは誠しうすおりめ
甲斐なき命たらとも
父子を都近く
関を

三位中将なんどの今を限りと思ひ立て杖にすがりて
かけ出でんとすれども人手わたす中にも女院を文
御胸をたたく声聞こえあさましきやこ
近くて聞こえるときこそ申すばかりなく悲
哀を加へ御ものゝ体に対面なく家の法師風を
まねびたるも添き山の奥にかくまでも入るた
やすく思ひたるにたゞきたるもあるにも
元暦二年七月平氏滅ぶるあくにひくよれ中
僧り国々国司よりひ庄々領まもり

上下安堵ていひ祈七月九日の戌時より
大地震しく動きてやゝ久しかりけるとも
ゆゝしき思ひ赤縣乃中白河乃辺六勝寺九
重塔くり初く或そくり迷或そ破迷崩れ
在所〻神社仏閣貴賤人家倉を一宇もなく
くりて聲を雷乃ごとあり塵を焼乃
こゝ〻天暗くして目のひらを乃ごとく老少
ものは魄をとゝ禽獣はとくるを仏神まよ
はを〻ゆくつる変をおめ〻ゆくつる

こゝろさはゝしもの思ひ振舞ふ人も多し
近國遠國もまゝかれて山そこの迄
河とうりこ海傾て濱とひろし巖もくだけて谷ふ
かゝひ入洪水濫り来迄ハ岳よりあつりてもなとの
たすけ難き程へき猛火燃来ハ河を隔ても
指ひかゝめ難し地ゆ震ふ大地震也
鳥よりあるさるハ空をも翔りかけて龍ふあら
ぬ迄ハ雲まを入りしも心憂しともなの先
なゝす主上そ鳳輦ふ奉りて池乃汀ふ落せ
給ふ法皇そ法勝能野ふ御參籠ふ
ゝう折ゝを御花まいりせさ給ふに人乃
家ふ振倒して人出ふく打教さ仕ふく觸穢出
きく六條殿へ還御なりふ天文博士参りて
うゝるひ中占文不輕ゝ夜そ南庭ふかり屋を
たてゝわゝせなゝ諸宮諸院も御所ふも倒ふ
ゝ所ふに條ふく振ゝ仕ハ御車ふあ或そ
御樂ふめゝくそまゝ給ゝ公卿參議
ゝ所ふく御行ふ仕ゝ春の寅子丑寅乃時

小は地うちくつさんけると沙汰ありけんといひしく
家の内に居たりける人をは上下一人ものこらす戸をも
さて障子やふすまは天なり地動く床にハ唯今
しまはてしめしく高念佛をとなへけれハ取乃殺
くおのゝくし七八十八九十の者も亦かゝる事
見しはらそやなし世の滅するなといふすそ
さはかなしみあすとハおもひもよらさりつる物とはいふす
むとものの泣おめけれはおさなきも老も見と
関くきもともんかはちてすそめてし

なんともおそろしかりける昔文徳天皇乃御宇齋衡
三年朱雀院の御時天慶元年四月よりかゝる
大地震あまたゝひ記されたり天慶の御時ハ御所をたえて
常寧殿の前に五丈乃幄屋をたてゝ主上わ
たらせ給ひける四月十五日より八月に至るまて
おつたく振けれハ上下家中に安堵せすと
いふらハれそうんぬかなれハいつもあらんかの
床の地震をも見たりけるもあつもしれ知れれ
さりけり平家の怨霊にて世のうすへきよし

中納言十善帝王影を責奉りて
御身を海中に流し大路を郷大路に
頭を刎て影を獄門に梟し異國に
やすらん本朝少なからぬ
先例なり然に
地震に御栖もやうやうたえて禁地も荒
寺院宿も叶はずくすませ給へき御左機の
乃ち世治平なりしかば人々も公地に
入給へきなれども
おのおのめでたく御入なりて
御衣隠使宮門と申るとも
なほ
くて切り初りし世の
八月十四日除目にこそ源氏六人一度に
受領になされ平氏諸戮動功賞也
三郎先生義憲伊豆守大内守冠者維義

越中守と上総太郎義忠と上総守が見方の郎
遠光信濃守長清尉義資越後守伊豫守
義忠九郎大夫判官義経ときこゆ
同日改元ありて文治元年とぞ申ける鎌倉
源二位頼朝卿は九郎大夫判官と伊豫国と
をもりて外院はまゐり別當ありて京都
へ上ぐべしとて侍十人付けたりける判官
心ばせ父の敵と討たれぬ是よりて
恨ひるがへすべきなりの合戦と思て

所々大功となりぬ世はみな平家と思ひ
莫大の勲功あるべきや関東へ東国の家
及び京へ西国を領ぜんと心
の儀は伊豫国に没官領せられあるべき
ぬ事なれども おもたる者とも
所々やうやうもとめんとて鎌倉へ
十人付けたる侍は仏神合戦ありけるとて
いそぎ東へ西へ判官を西国へ

悪とせんとくはしてひるまかくいつ程はも
ひの君源二位とり判官とともに
ゆくへをかくし給ひ貴賤とを下又はるの事乃
あらんずらんと爰にこゝろつきはてゝ
えれい建礼門院関をくさしてゝ形結うなれ
まきはてゝすこしもかたちをかへ
心をもかはらしはてゝ（きたらもなくて社も
まよ成ぬ世をぬけ抱却
て世の涙長くなりまたに寝覚えうらめく

四しの道をうばはるゝ事あうしなり
九月廿三日平家れ子黨乃僧俗生捕くみへ流
遣ゆす平大納言時忠ゝは追立乃官人
信盛うけ給りく能登国へ遣すおるき子長
讃岐中將時實をは公朝形く周防乃
つゝゆす内蔵頭信基ゝは筆身形て備後国へ
遣す熊野別當行明法眼とい識景うけ給て
常陸国へ遣す二位僧都全真とは経廣形く
安藝国へつゝゆす法勝寺執行能円とい経廣

同く彩く阿波國へつれ中納言律師忠快
を陸奥國へ東國へ切もしく人を
粟田口関山おうちかたに西國へ高野の人を
西朱雀作道へ部くなとのくらの中に
たつのくに行く哀也平大納言時忠卿建禮門
院へ参りて中さしくるはとそ聞てうひなき
身なりくらしも因都まして御あるれ法皇を
うきなりて陸奥へ流しも責奉りて行ふ
都をいとおいうれ法皇御なけくやうの勢

まくはりんすしとを心ひ亜来ることを
ゆく方を覚るかまし
さしくるとこまやかに中
部さし弥んてそ悲しくれ此人ハうそ
名孫にく有けるにと切めをはいとうれ
くるすに法花てそ心ゑくるれ大納言
出羽前司知信の孫兵部權大丈時信の母建春
門院乃御母の人なくれをは高倉乃
上皇の御外戚也楊貴妃幸し時楊國忠

ゆゑいとのたく栄へ、つゝと八條二位より妹
よりくおゝくの大政入道れ小舅にて世の栄
時のきゝ員ゝこうりたさしハ顕官頭職ゝゝれ
ゝゝゆゑのゝたく強昇て正二位大納
言よりゆゑ思時賓ゝ可奇も中少将より
太政入道と親くて万事中合ゝたゝ
天下の政を専にして執行ゆゑ迷ゝる間
平関白ゝて可の人中ゝゝ検非違使別當にも
三ゝひまてなゝたゝ先例事也

今猶と平家世たくたゝ大臣ゝ
なゝゝ庭務の政を柄ゝ乃ゆ強勢て
強盗ハ人の大事切なんと志ゝゝ者
悪別當経成と中人ゝて強盗れ首と切を
行ゝゝたこの時忠ハさ国猛き人ゝくおゝ
たしハ為国よ南くし可院ゝ申上新へ
来ゝゝ三種神宝ゝ奉ゝ伝遣
院宣ゝたく下りゝ国御使の為ゝ
ゝゝ波形と小ゝ中とさて所をする

あるすらその名をのがれさせ給ひ
故女院の御ゆかりの地は殿堂をへうしつも
かりそめにも心をとゞめさせ給ひたる法皇の御
氣色よりすてゝ流さるゝ色無なりし
大納言都を出給ふ近江國志賀のうらなと
打ながめ給ひ西海に浦まくり給ふ和
とあこ人なる向の人はたゞ浦とやはて
やうれい時志てもくそ心つまる給ふ
ゆこんるやうそもくしゆあるあこれめかとなまるね御所ら

九郎大夫判官なと都くに成ぬ行ふよりこと色
おろかなる流罪なとも中宥とやうれ給ふを
法皇は法皇もあく鎌倉殿源二位のゆるしも
なりうわ合戦乃先をを行ひ策と帷帳の
中より運すすめ枝大納言の志をやさ辛らを
餐なる妻子なも別を送る人とあく
遠乃果へ都れ給ふいはらんく切もひ給
うんとおもたうれ給ふそいををしき西海の
波乃上まくよりあく又小國乃ゆきれ中よ

関ヶ原にて生さんだなの道少なく陸奥侍従ハ
行方もしらず心終ら人へまて終よすまし
別道と思ひ〻人海〻くてたの〻ゝ色
〻ゝのようなれい少〻この滅うきあへず
それ勝ゆ侍従として今年十四よ歳の男子ハ
ゆたしら色を見弦ゆて別れ〻るもの
ゝ遠国よ行しくゆ人うさ絶ゝまし
侍従も行くれ者〻と信仰ゝ
甲斐ゆ行くれて北ゆ行る

十月三日九郎大夫判官義経関東源二位殿を
背きゆ〻ゝ関ゆてあこ家〻くはやき
河ゆ兄弟なゝ〻父ゆ頼ゆて去年
四月よ源二位の代官として木曽義仲を追討
せゝらるゝ〻平氏と討ゝ〻七年の春
ゝ〻ゝて四海を沈ゝ一天を志ゆ軍功
比類なきゆゆいゝれゆ細ゆ〻いつゝか
ゝ関ゆあゝんと人ゆきみあへゆ此度を
桃原の港ゆて出ゝ鎌倉殿桃原とて

又其日本国に於朔の敵に成べきものゝ詐のある
こと侍りしハ梶原申けるハ今其九郎判官殿の
外に覚すいさる其摂津国一谷の合戦に
時も丹波路より搦手にめぐりて鵯越とて
岨き山をこえ城乃内に乗入て平氏追落し
給ひし其備は判官殿の御計也前ハ海後ハ山
東西ハ谷にて遠きところのよは村雨とし
ちかきものとハ弩をもちらく打殺し城の内
にも兵おほくして落べき様もなかりしを

たゞ三時乃内に攻落し給ふ事凡夫の所為
ならずおそらくは神仏のなすところ也又ねかく
通るべくもなかりし大風大波に渡り僅に五艘
の船に五十騎ばかりの兵小勢にて四国の屋嶋
ありしを渡りて屋しまの城をも責落しも如此
計也又其日本国の中に何人の判官殿になるべき
べき者にて君の御敵と成る事ほとなき人なしと申
されハ源二位殿もさこそと思ひて乃給ひて
ありつきし其おもてもまたし合戦の次第

しかるに梶原船に逆櫓をたつへきよしいひける
ことを被聞召て安からす思ふに意趣ふかく思ひ
けれ大かたそ讒し申ける判官をかやうの
手柄をとらし侍りて始終よからましと思ひ給
るゆへは偏に思ひきりて頼朝を追討せらる
へきよし大蔵卿泰経朝臣をもつて院へ申されし
時は十月六日蔵人頭右大弁光雅朝臣院宣
を承奉りて従二位源頼朝を追討すへきよし院宣と
下されけるとそ上卿は右大臣経宗とそ聞えし

京都のかくしめしてのくすは申もおろかなりし
義経なにとなくなさけある人のかくしめ世の為によに
心ころあられけれはたゝ一人によりて下万民よろこひまく
帰伏せすといふ事なしされはやすき事とはす
鳳会の詔を下されしかとも名残は惜まれ申
落くる鎌倉へゆく者も何ゆへ又これ有りて判官に
与くいふもあり其間京中何とかくやうなき
ことありけるなれとも貴賤上下さはきあへり
二位殿梶原をめしての給ひけるは九郎かくるまと

きりと食洗流よりめ至く鶴金へも入す
しく京都の守護小作へて進上さしては
遺恨そ思うん大石とものせ紙へき討手
ものとうるハ用ん方とおちうる間
ものもありねと美ゆうに土佐坊を名のりて
うんと心ハいうそへしこの紙れハ桃原
なるものなきハ尤然うくいれんそすめ
中うる昌俊をあつて巧ハ僧とりて九郎と
夜討よさよりて隠井太郎江田源三源八兵衛

廣綱とうへく文治元年九月廿九日より鶴金を立て
上洛す左妻牛町小そやとうる判官の所へ
二位殿うる一紙の御文をなうれハ土佐房
判友の宿所へ来す土佐坊のうるとうる判友
関係くめさしなきもの使よりうるハ
作りす七大寺衆の心さにて私よ所ら
のうるくハ精を仕へハ始衆の寺作甚と
ちて中へきるもの作蒙へきるもハす来る
へくを精進たて下さ間よ参へくをて

多くさらに我は判官をひやかす詞なるべし
くしがたくおもはれて安宅の関の法師ばらに
やりかめしよりあとの乃ち我は武蔵坊弁慶
て羅度紋りて着たる黄糸威の腹巻に
三尺五寸の大太刀を佩たる一尺三寸打刀とわきはう
て昌俊が宿所へ乗入四間の所をうちきりあ
がりと打ちくる馬より飛下て内へつと入く
及び我は打ち昌俊が命をうばる土や斧乃
ごとく無辛とのり越り抜まうきをうる打刀と

嘸よさらあてていかるまじ僧たちやかの判官義経
をかばまいらせあてたるよ奈れとさめくらり
れは昌俊御ゝ義をもきものゝ命を首とうれ
めくぎれを同志あるも判官よりひてこそ我
めと思くもの我を拘奈れ精進の間奈ふす
ゆるくゝ巡入のいてうるうる時は俊なの心き
毛なれ作よ及ひんとそいそきうして奈り
めを降をこひれは弁慶なる刀と見あて
なるゝ直奈きて馬しのせくまう為を志ち

馬より乗くすてうもたちうは志や形かんと
刀を抜あてゝそ来りうる詫多れ家る即等
ゝ乞れ共柳もあるけるとあるは中くまれ
命をうるひいへき間とうくる細よ及守昌俊
鬼神よりはくるる仏地して道ゆ思ゝるハいふ
ゝて判友討てうんこゝて本意形迷ゝう為を
行ゆゝなる迷判友ハ見参ゝ入なるはやうく
くまんと心ゝ為よ判官さらよんゝく辯慶
昌俊とわくゝ来るはちるこめく思きうんと心

まうまく備前ゆの金作の太刀とわさ国うゝて
袖にて忘ゝとく撞て待ゆつゝふ弁慶昌俊を
ゝて参りうるはきうんとにうまへく
有ゝれハ昌俊お遣てむうへきやうそかうり
ゝ為判官乃ゝゝゝハ義経を影形を討よとを
うれ大石とも結ゝへき人なし討ゆよのりて
ゝゝゝゝゝ中くゝ用ゝをしゆちかくゝるを
行りゆ僧の通りく者討ゆゆせよて義経の
乃行をゝゝるゝ形とのゝ行へハりくうその後

作へき起請文仕のへし中にハ神かん
とは心ねたましかりしを信ぜんやと
乃路へハ熊野の寶印乃禮小部信文七枚書て
一枚を付昌俊持くの
宿所へ送る昌俊起請を書くれたを取付せ
かれしとこゝく来討乃たくをたくる
判官ハ其比磯の禅師の娘静とゆふ白拍子
たもたゝる判友静小の行ハ何とやらん
心さしのすくれたる土佐坊めう来待よくる
美ゆるそと乃路へハ大路を塵所よ蹴立て何と
なく京中ひそめくもや一定ゆるの部信法師
めり志ゆきしるそて内ゆかんと静中ゆ
太政入道殿の十四五中六七なるわらハと
髪肩のまゆよりなく二三百人召仕給る
判官ゆ二人をとりて つゆ給るかゆ二人
土佐坊ゆ宿ゆきと乃ゆ来迎とて法ゆ
くやくとまてもくゆ乃くさゆ行た物と
ゆて年ゆ子男と乃ゆやうまて土佐坊ゆ

宿所へ帰して遣す此女やうて帰りて見
乃御使と見るの土佐坊の宿所小門より二人
討数さかるく作り土佐坊を暁大佛へ参るべきと
大庭より大幕ひきるの其内より鞍置馬四五十匹計
事ゝて鎧を着るを見つきるる者とも
多繰とりかけく唯今の参りて
ゝかりとゝ中もたてねハ後ゝ敵判官なれ宿所
六條堀河へ押寄るる判官時の聲をきゝて
さしハてゝ土佐坊めるよるる何ものあるんと

此ゝて少も法ゝ法ゝ拘そあれつゝね事
ゝるくさゝゝ物ゝて鎧をとりく判官よなを
聞ゝる判官ゝ法条治ゝ法ゝゝゝゝゝゝ
曹司ゝく出ゝ大刀元さゝけく出ゝ伊勢乃
祖ゝまうきゝるんん今人男馬よ鞍置ゝ
きハに事立ゝ判官出るゝひゝとのりて門
ひきゝるといひく打出ゝく日本国よる此法
義と打ゝを刃る討ゝすゝきゝの義ね
ゝのとといひく只一騎ゝ出のハ歌乃中を

行きて通す判官ら皆ひ暨さ国よこ内
義こに、かきらりらも木葉の風よ物の形う
さ〜あれこうるへけちらさ行ねち箱
判官の手勢も五百餘騎よ廣小かり利
らしたる或る鞍馬乃とく或ハ貴布禰乃おく
僧正の岩船とへて逃籠りらる隈井太郎そ
内甲を射させて其夜死ぬ源八兵衛廣綱も
膝節を射ちきく死生未定や七位城を龍花越
よ小山をさして落ら国の判官二ゑ三ゑて

軍兵ども伐ぬけく遣しらし先をきらし行く
のいやらして大原帰りて藥王坂を越て鞍馬の
僧正の谷よそ籠りらる判官ならら鞍馬の児
よく生らしいらまれ大影むりれよ心
ちりて土佐坊とうめく判官よ有れ褐衣の
直垂小袴をそ着らりけら判官の前よひき
すゑらら判官いふ様を傳る影ありまと七
起請文を書く鎧ら国のちを引入を
弟経を付とも国時よ神罰たちまち

被下ざるなとの給へハ土佐坊こそかしこと申て
それハ詞をたゝりす萩く悪口兎角申ければ判官
腹をたてゝさや願書をそうてかくらぬ何事を
うら坊にハすこしもいつはりもなし只後のうらみ
あつまくハ此上ハ見参を鎌倉殿の仰付せ
給はりて候へハ此ほとハ又殿の御願を
鎌倉殿ゟおほしめしまいらせ候ほとに給はり
作と申それハ判官打殺給て汝の命をとるの程
有様し侍らそうへそれ神妙也命やかくき

二位殿へ来らせ給んとの給へハさらハ今こそまかりくると
鎌倉殿よりまいらる坊らく西くとも上下くらり
いたく陳らへしかも存し此分才長も返老成
討奉らんとて御館へ来りくせ存し此分を見せらる時
来るをはりたく運の極めにまてかくのこるめ
されハ作ぬ文命をと申ことよあるらんと御芳
恩ははらく頼をとめせいそや命ら人へ見と思し
候ハたきりて六条河原に引出して
首をさうらんかうけよきさうんと云との一人也

なる者と京の者共中より中務殿和國より
をも伝へ信く斬くなり判官殿二位殿より
安達新三郎清経と以て雑色を付て作る
なりきやけを下藤なる者共能者を
度ひは旗を小なの色を付て遣る誠
小を判官殿御事をも謀叛をもおこす
なるは告よとてきんみよはきをしかるる
土佐坊きをなんを甚曉鶴岡へ走り
下りて二位殿より此よりとも作くを九郎ハ

頼朝を敵よをなるは此事今を河よ法
しかるを二位殿は弟三河守
範頼を大將軍にて六万餘騎の者なる
三河守小奥是なりおて熊王丸と以童子甲
を作くを二位殿の見参へ入て二位殿
和歌を九郎に机よ二首を作へ付
小奥是脱ぎをいかくをは俊作をき
起請仕るへしとて留給く一日は一枚に
百日に同百枚の起請書て二位殿に奉給

名代を用ひて終に三河を新田殺されて
大将軍として上り所々へ
新田の一人を人質とし
小条四郎時政を大将軍として三百騎ばかりにて
元暦二年十一月一日肥後国住人菊池次郎高直
此三ケ条乃両家に附く度々乃合戦
軍功をしたりし平家滅亡乃後を安堵し
かくして京や鎌倉いきらずして二位殿に降
人に来りるを作りも平家乃方人として

合戦を仕りし事乃科乃ゆえかくれ
ないいくさ井に高直きれまり
同二日判官大蔵卿泰経朝臣をもって後白河
法皇に中くるを影響兵衛佐に代官
若乃御敵平家を追討せんまつ元父義朝
會稽ときよ九四海を澄して彩羽月本国を
手に拳るハ希代乃軍功なりや弦乃代
義経乃真咎をいかもし頼朝乃為に
討きるへしとく北條四郎時政うけのく

三百餘騎にて東國より西国へ下り日比
乃家切まゝ慣なきゆ細もも形勢まへく
作へしとて叶うらう敵對すへきかとも
いかゝ東国へ発下す又京都にて時政を
待つきくゆもも成へく作へしもも為
人のゝあ甚形ゆうるくゝ西国へくゝ
いかゝとなゝ形く御下文を細作れんや
豊後國住人椎葉作隆に始て入れ
ゝを一ゝくゝ力を合すへきは作下さゆへくゝ

度これ軍功いくゝ忠をすてゝ仕へき最期
乃前賢たゝ此ゆ作下さゆ名ハ清貫
おゝゝゝゝゝ大義を奉ゝ
殿下近衛殿中さゝ花山院右府兼雅左大臣経宗
作下さゆ又蔵人左少辯定長御使
右大臣兼實月輪殿より中合ゝゝ
中さゝゝゝ影響時政等治中て合戦を
致さハ朝家ハ為大事なゝし逆臣京都
いてハ稀ゝ出来ゝゝ

をうけられし八義経の中不和なる後
京極左大臣良経と名乗きのへ八判官義顕と
改名して中院ゝ御下文となされふ
らう判官かこまて賜らく同十一月三日ゆれ
ゝとゆて京都より少も煩なさる御特科
都を立ちく西国へ下向す倫前守同お伴ふ
かまたのの勢僅ゝ五百餘騎ゝハ色さらわ
関東小心さいふ在京れ武士近国の源氏ら
追のまく対ら作らしゝもきに義ゝに

流ちらうして河尻まくそるゆ舟ゝ
大物濱ゝく船ゝ義ゝ乗ゝ
悪風ふらう舟を出すゝ及ゝ摂津源氏
多田蔵人豊島冠者大田太郎追ゝて対ら作
なゝらくゝられさんゝふ成ゝ義経も
行家をりをとらすゝ元ゝ女房
ゝ身辛ゝらわらしハまきゝれと松ゝ
神をかゝ多袴をとき志ゝ作ゝ法ゝわ
らしたゝ道のられたゝ新へ送ゝ

白拍子静いうて判官に付て居られし
六月義経近江西国乃源氏等追行と追討の
ために西国へ下る山陽道南海道西海道
らもうかれ者人をあつめくせるべきよう
院宣を下さるゝまゝ形勢の中下よく
義経を追討せらるへきる宣下せらる世間
乃不穏浮世中れ物騒なるれ朝廷
夕へ変すはかりのものとやや
同月関東より源二位乃代官北條四郎時政

と洛す九郎判官義経都を落られ合戦
すに及ぶ天下ゝ乱まるゝ諸国ゝ守護
人をおき庄園ゝ地頭をおて国衙庄保に
いたる所別をあて十一町ゝ一町の給田を取る
帝王の怨敵なる所をもれる諸国を乱るゝ
ゆゑ無量義経ゝ乃ゝ中せしこの
中怖ゝ乱れ事やと法皇心石形ゝ物
なるも源二位の中さるゝ言ゝ
よて白河関ゝ東を日本国れ半分に切る

なれハ経文よませく諸教の業と長く断の
為まして源二位ひろまさ中さしたる迷ひ諸国
七道ハ守護地頭をおう迷惑利
北條四郎時政被家ハ源ハ平家の孫
彩玉しうしんの水は詐称も可堂をうる
ゆへ一ごとに名ハ京の者ハ中に業白そ
ちりうと不堂を多し家ハこゝろ弱出して
教させうり四く平家ハる孫よおうなし
物のかーさに平家の子をひく宮さ参

ゆうれうきおさ彩さとは水よ入ようし
つゝ教しすう地彩ハ形ときうり母乃
心ハ乳母ハ親いつ形をおろうるす徳倉家業
よ作くめうハ名を權亮三位中ハ維盛子長
中御門彩大納言乃姫の腹よ六代という彩
こて地るしくもいんなる平家乃婚こて
もあ相ハまへく彩玉してうなへしを
追く作つゝハ名ハ小条いよ求名彩
彩出さうて暁鎧倉へなんと志ゝ事に

六波羅よりうけとる女一人出来て中ゐ小ハ色
らう色に大覚寺と申す山寺にきゝ入てゐく
ゝきゝ造りゝゝ坊よりて檀色之位中将殿の
力の者一人姫きゝん一人をゝくしてこれみせ
ゝ思ひくまゝ尚すと告ゝれ小第人彼
つゝして家ひゝをゝれまゝきのをさゝら
志のこれ出るとゝんとなのあれとゝ
ゝ色ゝ色ゝ者ゝたゝ乳母と
ゝ行ゝ殘て出ゝくゝ

ゝれて色ゝよれ入ゝを色ゝそれ泣ゝん
帰ゝくゝ出ゝ中ゐれハ行百騎計小ゝ
方向て大覚寺ハ坊の西ゝ井園て人ゝ
いゝゝゝハ檀色之位中将殿者六代御前
ゝゝゝ形迫ゝ出ゝ
行ゝ中ゐれハ赤為ゝ赤為六坊の西ゝ
ゝ者ゝ言ゝ者ゝ小ゝ者ハ
すゝゝ中ゐれハ母御ゝ
まゝ色ゝゝゝゝ

めしの女房所あり為つきておめ所にて
此ことせうれと左つれと男も女も殺さる
たくやうにして今の世と云の通に
何とう為へきなれハ何とあるも聲を
かけ事なきハ別乃所
すハ此所世をいまし志ハ
忘れくやうにて為れと強金銀ら作と
かけてして小象口郎時政と中の糸りて
御藥よきくすくく奉へきまし中ら作と色

逆巻きたる乳人なれ所に強きうれ物を
子強を持れハさてあるめと思ふく
其後そのくかくもなさらら赤藤
母御前より中らは今まてもかて流を
強りるてふきまへ色そうる為く
心をまうまおせる事やと中れは病遣世
志くもあるは脳ふくもくに兄弟を
ひんそおそく出さ物語りかれうら入て
内さは兄弟れを板乃をさせ拍りす

母をもかなしく病ひ重くなりて後へハ無ことなれ
ハ乳母をもつきうんれ法名をゆいなれと名付と
心ゝ後心乃中の悲さたへんなそうう
まる御前をくろき金殿れ少きをおしく
見れをハ唯ゝ中ゝ悲もなして念仏申て
父のゝせんとへ生れんと願ハ乃後へハ若
きゝ人急病ゝ中ゝ悲れ有ゝくもあゝハ道
父御前ハまゝ母ハ生ゝきゝ乃後へハ

ゝ人ゝ激しきれ中へとなきゝ中へ中ゝ若
十二ゝて成ゝ御せ大きに御ゝ
なゝ有ゝ中ゝ御ゝ中ゝ
くゝ中ゝ形ゝくまゝくゝ若殿ゝ御輿ゝ
奉ゝ武士ゝよゝ中ゝ乃ゝとゝ中ゝ神の
下ゝ中ゝあゝ涙ゝこゝ中ゝ法華経六
歩ゝ中ゝ御ゝ小栗ゝ中ゝ
ゝ中ゝ毛ゝ中ゝ中ゝ若の宮殿
御供ゝ中ゝ中ゝ中ゝ大覚寺ゝ

六波羅まくたくてまてまゐりうら母や乳あれ
ゐは重て呵こうん事をあるそう芝ハもゐね
ものと拾ふれやうに子うら中まくそうそ
つゐ拾と世ゐをせてそ父そなれたふうれ
ゐれ左右ゐつきくてそうくさみ法ゐて
ひうらそあまてし祢ふ拾ゐて世ゐそ
歳まに三位中拾ゐあをたうを形ゐをん
ふてそ心ゐうふかゐみきくうれゐ事乃
心ゐさゐ長谷観音ゐういるにゆうゐは

ゐうゐもと観音ゐてふくゐまゐ形
つに法弁ゐうれゐ心ゐさゐ仏色
定業をはかるくゐハさうゐうやこれこせ
今やくと心ゐうきるゐなゐもいけ
出まる不思議乃やうまそ和ゐうる平家の
ゐもうゐ集めくおさゐは太ゐうを
ゐ入くゐ言し拾ゐれたをハきうと学ゐは
世ゐ色るすうゐおるゐれ宮てきう
てきんゐうあいゐ計巻ゐと思ゐんすむ

れのこるかとおもふ所きゝのはるしまき紙
なのきうきとて猶もあゝた勝こゝひて又な
まんといひくはけるくもてゝ物てお
つる面うを少れんせまてを乞ふいてゝ三る
へき美なゝは又を又
いうにきんとそもゝゝ絵なゝ長もゝ
まゝゝのすなゝれハ夢ゝたもゝ絵
ゝのゝうあ迷花も又(閉イ)ゝゝ歌藤六六
波羅ゝゝ寄ゝゝ海文ゝく来せゝわ

母海前形見ゝれハ本のゝゝ何のやゝを
まゝくゝんいつゝ誘ゝを意くゝれ
なゝまゝくて作へすゝこまくゝか迷
ゝゝ色ゝて書せゝゝを筆のゝゝを
ゝゝ行ゝゝ法ゝ書ゝ海ゝてあゝあを
なの迷ゝ海めゝの女屋御回ハ海ゝ作れ
川ふと新迷ハ見ゝすゝてあゝゝ中ゝゝて
作ゝれいつゝゝを海物ハ来ゝくゝゝと
いへハ夕へをゝゝも参ゝれも御筋を

きたにたてさせ行きすとゝやかしハあるゝや
心ゝ入ゝ仕ハゝて清彩そまいゝ居るゝめ
わゝゝとゝ見ゝゝめしゝて わゝすてあるゝと
仰ゝ仕ゝゝん必ゝさゝゝくもゝんこゝ仕ゝる
こゝて世さんなゝ迷ゝ藤六ゝゝくゝも覚まゝく
たゝゝ見ゝへハ波まゝゝゝゝん清迷ゝゝと行てゝ
中をハ母ゝゝゝ形ゝ事とゝゝんゝゝゝゝ湯ハ
ゝゝく笹ゝゝゝゝゝ行ゝ仕ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝを志ゝゝゝゝ書ゝゝゝてゝゝゝゝゝゝ

乳母乃めゝを悲ゝさゝ縛りにあゝゝをゝゝゝ
心地ゝて笑ゝゝまゝの縛ゝゝゝゝゝゝゝゝを仕
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝく高雄とゝゝゝゝ文覚坊とゝゝ聖ゝゝゝ
京都ゝゝ御会ゝゝ大ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
と藤ゝゝ達ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝきゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝするゝゝ言雅へゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
乃坊へゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

鮮なるすがたをましくつると教をきく
元まいりをきく為りいわうやの孔助をまいり
おくに御弟子にせさせ給まゝ母やとしうて
まゝ子の聲をおがみたる法花経
ゆゑ心をしたゝめ給ふ御をあたまに權亮
三位中將殿れいの事乃志ゝ人の御子義
らく養まいりをけるを誠乃三位中將殿れ
御子をや人の中うゝ教をとてらうま
いり給くまうりあうやこと十二よなを

給はせる御せいも大きゝ御容もうゝるく
御ん子をとゝ母ゝ乃くまゝくはふうちの中
ゝ元おきまいりをくはふ時を別を来せ
御子をけるをきゝてはゝ
物せいをたゝきさせ給へや御切迫いのくの
をよるんとをするゝ殿れ前をたれ部
阿彌ゝゝありさ御まゝにたゝうゝ音や
元ゝと武士をは誰ゝ
小条四郎とゝやゝて中ゝ殿

ちくさたちをなりうつはさまよひてまいり
へきのことこそかなしけれ人はある事をおろかや
命をいけるまに行るたに何もとへ人の法にて
こそいとゆかしけれとゆかしく行回ひてあれん
らくにて六波羅へたいりまゐり新母の妻
大覚寺へ帰りくゆきと母御前ゆかしゆかし
なきをなきよりと出くあれはたゆかしく思ふ
して身を投ゆるまやと新母もいかに
使りまくたりてあるへしたりかりの

ゆかりたにとく移をかり
ますなきものあれは貴のこと信ゆかりて
亦ふあをよりらくまゐ法の御六波羅へ
たりしかしかは小条中ゆかりを植竜三位中将殿の
芳若六代ゆかりといふ新母なきにて
すてふ下るへきにくゆかりを思ふ外よ
求出してきゆかりなり事渡てゆへあまりに
うけをしくまゐをきの人ハ何をに力を
向つをもたかをすしてゆをゆかりた

聞いく人をもんとて如くいめられいま
くくの所の障るとて引あまくく人をもれい
二重織物乃至無地の袴の裾まくく志れやうのなきハくり
たるめく袴の裾まくく志れやうのなりとも有度
たるハさりくくと笑て女おもやき給うた
つくもあくれや思ふき合珠のちいさくくを
くくおくるの何とおもくしくん賀とて
涙くみくましくくれい賀あるひさんや何
なる怨敵なくくもいくく笑ふくくへしとて

此美さうんとて奉るの
餅ゆくに不便ふおもひのやを見て志りゆくくく
るとて法師の徳命殿の世をとせなる
て院宣と家よのりるに直を山中を
かくれおりに来て道の出ふふ河れ
志るるよ流るかくりて行るさくて張る
所れんとくくく事をあるき高瀬山道人ま
あくくきるとこれをくくくくくる
をりて命をくくる生るるあくれまる

糧料の支度まで及ぶて仇なるみく
たのみんとせしまでも高き契をなもくして
命を捨てし武士の道と遠しきせしを六月
小侍所の別当院宣を窺ひ奉るに
いつれもん大事なりしかも聖ういたんるまと鎌
倉殿命一期の間を一変もたらへしこそその結
しの受領神付給ひすもそよも忘れ給ひ拙と
なるの命をもの給へ中ゆるさしとてそ乃暁
鶴岡へ下る藤六大学寺へ来りて此よ

中にれい母御前を後にとりて候の親高乃
まもを給ふをまつ世をもの命の
延るるもうれしけれども後るて嬉さにつるても
又法のさ所にたるも如夢のてるこれ迷
らも覚れ坊つ迷も なりるを藤五藤
為六二人の者も奉るけるも
中宮ぶし小乗をけるも都て年を過
へきにあるすて下るんとりめく此度を
藤五大学寺へ来りて中にれい小乗て暁

たちをへ、なをいまゝ待ゐへとも
やはりきゝ居ましたよりは
むさんのもとゝ乃んきに
とゝまりあまりに又ゝ
いつてうきんに
相坂山う粉多れ道
れい出るゝ
作へて人の乃
やまいやうと

源とのゝなつてまつくらめと中ゝ
あるむさんやいるれい
叶ひて乃ゝ
こひくゝ乃ゝ
もれもあゝ人ゝ
うゝ
あゝ
心まいゝ
くかゝ

ちやうきくをもつてやうやくに
かるとうとさうはいをもつて
をさめたるくをもつてうさうに
ふをもつてあらせくにつつまはは
曉たんすうふくふくやをもつて乃
ふるをもつて何よ石碑の杉うゑあれ
少象とやうをもつて平へうん人以上の
うあらん有まくをせをもつて
不忘ゆをもつてゆうされあんよたや祈てと

ゆくうん是をさけはいうきんすうをもつて
そなるかるはるをもつてをのかるをゆうて
乃石へいつくまをもつて碑仕くこをて碑骨
をもつて高野粉河よりも好きあをりれん
をれとやうれた斜なる仮のくされ
ハをて三位中将をもつて人乃平よをの
をはうん先好かうされをくくく行く
んえるくふくんどのをへハ弟義経かりう
せめての想ひされあまりよ母をめれとも

うろのかぶきまて乃道りをてゑんこ
れをいとう文治元年十二月十六日いまゝ表
ゝく北条四郎時政六代御前をゝ[illegible]なく
六波羅とゝゝゝ[illegible]三坂山を乃ぼくそ見や
ゝゝの如と成んと心ぼそくて母ぎみ
おなじ山をゝゝゝ物ゝの殊勝とおもへ
かゝみの宿も美濃ゝゝゝ[illegible]ゝゝゆゝた
つけていたゝゝ人の中にゝゝて出くゝ
ゝゝと爲や賀やのゝゝゝあるを二人の若君

思ひもかけぬ乃ゝゝ明ぬれハ境れ宿をも
立くゝ出ゝれ東海小夫同く血の涙をゝ
して二人の者も若君樂乃たゝよつき
てそゝゝゝ馬ゝの上にて小栗中さゝ迄
ゝ小ぶをゝゝの伊ゝゝゝゝ唯神を
志ゝゝゝなくく宮ゝゝゝゝゝゝ
若君を駒とたゝゝゝ若ゝ迄ゝ諸ふ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ迄た
乱ゝゝゝと知ゝゝゝゝゝゝゝゝ御湖

さしあへず行すゑ年七ばかりなるをんなぬるて宿くとも
おすてこまをとゝめあへず行ゆくに美濃国さ二河
遠江をゝるゝく駿河国なる松原といふ所
おゝ過すへて小栗判官殿六とゝ御墓を
すてゝ近く成ゝゝ松のくゝとく見ゝゝ
ゝとめくゝ見ゝゝおくそ御ゝ美まるくおも
ゝしへきとの給へハ二人の者ゝ心ゝるハゝゝ
ゝ殿を奥をんすゝとゝ胸もきゝ物
ゝ見ゝゝ此三ゝ月ゝ用おも直も付て一月

月時をゝ過をゝ何ゝ成ゝんと見
ゝて来ゝをんゝゝゝゝ見ゝゝゝゝ
中く海をゝ行ゝゝゝなゝく小栗も宮まゝゝ
須とゝ撫く美ゝを見まて見ゝ
ゝるハ腹や中ゝゝのゝゝゝゝくゝゝゝ
ゝゝ来ゝをいゝゝゝゝゝ
作ゝ使をゝゝゝゝハ力及ゝす
鎌倉ゝゝゝ一日二日ゝゝ栖山をゝ
越へくゝゝゝ腹笹根をゝゝゝゝゝ

光来れりしかく爰丹後遠国にてはべさるのこ
日数を歴て異しまうきを山を越ひんす
徳念爲乃図しめされいりんを巻ひ日ろ
後うさ心ひまいうきをつるかきーをんえ
まいうきれね又先世れるゆとこをて世ども
人をし神祇仏をも恨こ東すう御心れく
して元そうる御念仏中さ特ひへしゆ中
れひ為れ為ろれ所ゆるとおりくうる二度
うちうるつうを行ひ御仏の中何社思ひ

ろんというをしまうう君西まを向て今をかきうれ
念仏の聲うをひくそ図ろ行ひ小條中ろひ
正家れ公達ろ行ひ諸をあるへうすいうれ
失せう祖不一行とひくひをかううを
為きうんの御事を聖ひうかうを中さ行ひ
ろまくおまてもも約束れ日数もるて久く
成わ迷ひ御教乃なきにて日来なのみま
いうをく何ゆ之事うへしも行んすて
小条なうう流しうれ家る郎等ども

義忠乃弟きくんと申す者の一人にて力
及ばずとの中にれハ或者太刀をとりて
ちらちらとうたち鎧うゝ洞志くきを小ぶく
刀とおもへしもおもひえされハ他人よりはなす
ゝてのきよりちくそいうすきかと
いとくこひ形のくあ有ゝたに墨深れゝるを
袴きて俗の文袋くひよ結ゝ鶏毛なる
馬よりのりゝ中の人ハ伊勢義忠と云る
祖小高雄乃冠乃弟ゝるゝ一見色色花

のり迄とく先立ゝ小条思形ゝる義へ先り
つきて義忠ゆり弱ゝとゝ二位殿の御文を
小条急きくんの人ハ法自筆にて小松殿三
位中将維盛の子息生年十二小成字六代と申す
なゝと形ゝる高雄の文覚と人類よ
中語のゝていまゝ形を書りたまへし
文治元年十二月廿日形紙小条四郎殿へ
かゝりゝ小条四郎言くよみ給ひ神
妙ことと乃給て御返のへハ義忠ゆり行ゝ

御りょうをもく心ゑつるにてやはく武士ハ皆
よろこひあへり弁後五歳後六の山の年いう年
有りんとおもふ人々はく学さんやはこ程て
殿をやうて地付ゝ為ゝ者ゝやゝ殺りゝ為一足を
病ゝて徳会食ハ文をハ先立ゝ生りゝ宮て
乃給つゝんと中て斜ゝ様ゝ事ゝ
心へゝ家ハ嫡ゝ正統や父三位中将初為乃
討ゝ大将軍なりきいうゝ教ゝ雑ゝと
宣ひつゝ乃ひゝゝ信ゝ程ゝんとやゝ

ゝく徳会食いゝくゝ冥加まゝ給へきゝゝ
なりゝゝゝくまゝゝ給ゝゝ也とやゝくゝゝき
ゆゝゝけや小菓乃給ゝゝ給ゝゝ乃給ゝよ
日数を三ゝ給ゝゝなきと思ゝ給ゝ
京都ハあゝきゝゝハ殿下ゝゝゝに物ゝく
そゝやゝゝ給ゝんハそゝの給ゝゝゝ君を
芝ゝゝ殿異ゝなく都へ物ゝゝゝ一時
とあゝを祈ゝゝへきゝゝゝ有ゝゝによゝ
人ゝ行ゝゝとあゝゝゝ為ゝてそ

御女房衆、御前斎藤内蔵助殿六人、殿様ゟ
被下ものゝ小原鞍置馬二匹、素麺被下
蔵助殿六人のものゝ乃ゝ日来れなるけ有難く
思ふつる事しかひつゝて二人なるまゝ
なくあきらめを拵て乃ゝ日ゝ乃
歎乃中ゝなさけをかゝる殿様ゝ
紗へ付小原もるゝ成なりていまゝ一日も
送まいらすへゝれ二位殿ゟ急き申へなる
作へゝゝく小條下りまゝ

なゝ有ひゝいゝきのゝ日数をつもれた
文治元年の歳の暮ゝ有れ尾張の国
熱田乃社ゝて案をゝ国内乃正月五月文覺
と人の墨れ坊二條堀川へて先ゝ国乃者を
大覺寺へまゝすへきふゝくゝれ志ゝく
旅乃仏をやすゝつて衣ゝ入てて大覺寺へ
くゝる柄押し宿とゝれいなて おさあ人を乱
をきゝれ人ゝとゝゝやゝと人を者を物者
さゝもへゝゝゝと大乃者をすゝ程ゝ成ゝれ

人の言葉をきかぬまうむつまなれ個し
大れ難乃ひすらわたつまを尾をつりく
なりつ言ふむうれ武士乃面武乃志りられ
ものそ之の道りてそ弱らわ道母後前
乳あれ女房妹乃姫沙弥そいつくまて面下り
しそ思ふなを行ふすて男を投弱まる
やうん又平家れすらく武士の元々源氏
ことはまくよ心つくたんつくて主そいつくへ
と此大あさ心向りそれも沙迦すすへき

なるねハれれ勢さ流ますして行くへつ
まくくへきの道ハそ表を愛よら面りて
こう立すれの子も法くと心つを絶く
命のおりつも帰のりりつも此
人くと今一と見まり乃たまうんれ
こそ心りたこそいつくへや沙ら松原
あく何もなりとせめるれまよそ心
ろりりあ道ハ表を御四まら弥覆
弥覆六を道をたりつあくりて心向れハ

若者を徳今へ下りて行はれと母に前の乳母乃
女房きうを行く共に潮満つるすて潮干
小屋男とるるんと乃行しのこりや海ちう
みへて甲斐なき行方を打みくこれ世て
なき人ともなるれは山こ寺こ修りしく
後世とらこれ寺んて大仏泰籠して行て
作れうう歳を奈良まくらものく當時を
泊潮みて蔵せ行ちと中ちれて
ちとあらんとて歩後六泊潮へて来ちる

母と乳母女房を長谷れ観音堂乃西面に作りく
別し為若と一度今生ってあり世へ行へ
る為いいてきを為とめく為若と一蓮
乃とるむ人の大慈大悲乃法拝ハ拝ちれ為
木を花ちきい実れちとて形を照れ行や
まちす叫れすあへ世へと中をて行と
御願むをく法施の数をよりちに歌後六
を出きに神を出行て弁藤六て
来りくりへと中ちれハ母ちく為乃女房

色をきそふに義乃公地にて誠やいとやくは
ものを者そいふ成給ふ所と同くハ為きゝハ
別の法ゆハ分法ものく大覚寺ものを
行ひいとき糸ものく此よりと中おと作用
参ものとゆをはあゞ悦ひのゆや年来歌書に
歩こをとこらハんさとくつて参りしゆを
又糸籠をゆをひきき此くひを為者うゆ式
行ゆくと生叶分ハ来世のゆもおなくく
百日ハ参籠とおひのるを此為者ハゆへなり

又てまいるめとて観音よ脈ゆく京へ出給ね
ひくを渉為六あるゆ御金人ハ下のをするハ
事をて語ゆゆるゆ大慈大悲乃法誓を罪
ひるをを事なるをも引導志ゆるなれハ
むゆ今かるたひ御ゆるゆと宣て大覚寺
ものく為者とハ事ゆ法ゆて行ゆてを御ゆ
行ハ為ハ仏法をゆひるゆ為きゆん月来心
法る事又道すゆゆ法の家とこを聞くと語り
ゆのゆハ母と乳母ゆ度為ものを学ゆハ御ゆる

乃至書きね乃ち人員人被を志ほらはすと以
ゆるしまう表彰る出行る成効とおもひて
日くろうてすう〜はもやさく又人の工夫な
付てをいく〜悦くて書きね拙を法潤社也
若君かくて志りをまうてよ人々れた世のやうを
悦又賀の心いんるけとあまはとて急きる雄へ
入を弱ぬ賀科るすは恢ひかはきる決義又
決義六ちしたくみ母上れ大覚寺れ法位居乃
遊なるとをこまやうに訪きらう

玄祖小小系遠舎へ下る鎌倉殿ら法使たり
向くゆ乃ち十郎蔵人行家志太三郎先生
義憲河内國より義ら共員ら行
かくめく未ら殆へしゆゆ中ら乃ち小系
をまうてうら代官より遠ら小源楊五六時定ゆるの
代官より遠ら小源楊五六時定ゆるの
詩へ十郎蔵人行家志太三郎先生義憲等
河内國小かく遠鎌りらよりるものあり
兩人をうらめ捕く可進ゆ鎌倉殿ら利

作法にまかせ下る間御上洛及たる
ゆへ人々とかゝめ捕くに可来由時宗の給へ
中のぼりの時宗の御子大源次宗安と云
者にて時定中くにそ出るへきに讓
まてうかゝめきたるへきと又仰くに八
てあるべし但し是より今来り法師のそ八
いまゝ是よりのぶうめ給てなにゝ元を
山門西塔法師常陸坊昌明と云者や時定
中くにそ十郎蔵人義志三郎先生義安人を

搦捕くに来りをよと雖令義安伯耆守
其人をそ天王寺より加れ居るも因ゆ
其下りかゝめくまいくにと以八昌明十郎
義人義をとゝて凡去り系せいたるねと云れ
時定の郎等大源次宗安を先として伊藤
國住人笠原十郎國久同國住人素原次郎上原
九郎伊賀國住人羽鳥部五六常陸國住人
岩下太郎同次郎等をとゝめ奉しく都合
三十餘騎まて天王寺へ下るをとゝ奉六

奉七と申す者人先年より海を隔てゝ中国
辺りの豪族にいたりの娘二人ありうれしと十郎
藏人申すく思ひ申まくらう先昌明奉公
素七と海を乗り人も多くほの学問
意治うを申す乗人行り
乗をうちこもり昌明ちう
及ひて天を作く京へ海をとた十郎義人
熊野へ立のうたいく和泉國八木郷目ゆ
ゆるの行り京へとうく正六時宮より中を
和泉國八木郷目と中をれまくの些日本自来
う海をこそあやしうう人を志乃ゆ
まくくへ一定十郎藏人敬まくまゝ
れ行をと中られ時定よりこそ六十
騎をうれ勢まくく下国東河乃樓岸の過て
昌明より行あらう十郎義人奉を和泉乃国
八木ゆとゆをまくまゝなるそゆうき
地下くかゆあとゆくく先よつゆ昌明
徒あへを筆を掛く馳下く八木郷を彩ゆ

世家にてまもくらんと中れい昌明はと
入くらんは家をも唯人うりと乃ち
うりうりにおたかりと昌明作天より外れ家の後
口より立て居ると家あれけりと女乃通るとうらへく
かれ居人をいりくふまもしられたりうるやせと
ゆうより出てと中れいハいとわれなるは
彩とさうんとやく太刀とぬんとうれた
女おそろしさるあまよりい家ととていう那ふ
人やうん彩なるる旅人はまくまくらへを

中れいハ昌明をよせくうれ亂ぶ乃ち
褐衣より蔦ら出てうら書逃走るうら男乃
唐騒るに口つみくれ出てうらた今れ
うんとくれちうらうら居る昌明うよりとを
乃て加れ男つと出く小をさてよくる義
昌明をと十郎義人と思て進くる十郎
蔵人を金作の太刀たくよ持行りけと後
生業拵乃為て熊野山へ通行よまいる物
多りう右平次三尺五寸の大方抜とらく

わりこあれ前よ立向ひて昌明むんすときれ
行家ちやうとあ以寸彩ゑ乱ちやうと切てたり
ほよ拵て金作の太刀にくけ作ひとさ作けんと
跳りのきくゑる昌明を切すと太刀よこうへす
あやうく拵えたりされをすうを隠るゑ
なくたりきうに切ゑ迯ハ十郎義人彫へすて
わりこあれ内よ法と入昌明中ゑるハさゑ彩を
後ゑとうをさ彩ゑ拵りしと以ゑ切ゑハ是儒
うこのき出と乃紅へハ昌明つと躍のく太刀と

額よあて義人つと出ゑう昌明ちやうや切
ちやうとあゑれいゑ志ゑうゑん太刀とく
きうくみく昌明志ゑとなけ拵く潜ゑう
あゑといゑ紅ゑりと以ゑあゑ下にゑとすゑた
太源次宗安大石をゑう十郎義人の額とちやう
こうゑゑうゑう蔵人あけよ廚くなれ迯ゑ
下膳やち筥ゑ俗ゑゑのそち矢を拵て勝
屑そ出しここなゑうれ節をあるやあゑと
乃紅へハ不美仁れ美を法ゑとやゑうれハ

宗安昌好の長男にこめく結ばれ八すきを
たくさんさしたく藏人を引出してこれを
斬られ流るゝ血を掬ひ水とこすすうとし
藏人昌好と乃信くまた信八行亂に仕形を
いたし抜かいて心ゆるもとの乃信へ山とよく
多くれ兎信も打ちひきそいつまきを考乃
太刀のの水はいまあれ我中左の信
手まて信を結つる太刀に何ようこうへかく
てそいつまてそやくるもち昌明をいつて

心ゆるし何の思ひ為きれ和信に志ハくれ
ゆうこそて乃信に志を三郎先生著憲
河内国をたちく醍醐山に籠りこもれ
きこえく山を信に伊賀国に行さこる
為行くに羽鳥平に先て山路を
見ゆるに所に太刀膝をわきすてある
源山小かれ居うの絵に自書しく
うち為人の影を別く掛やあやうまれる
脳を知く掛をみて行こうく昌明

[illegible]
[illegible]
しく常陸國へなのきしかるに諸人こゝかの
なれるやとおもひあきのゝ[illegible]
[illegible]一年と中に相模國鎌
[illegible]信を常陸國へ流しつるを未あらは
めせらるべしてゐるの信の[illegible]
[illegible]下薦乃大將軍[illegible]の後鎌倉に
寡かなきをて特小和信の寡かの[illegible]

流しつるに[illegible]勸賞をもて摂津國
土室庄但馬國大田庄二ケ所をもて[illegible]
年六の勅賞にをもて領をかしたまひ
權亮三位中將維盛乃子息六代御前を
[illegible]
立居乃つるまれまくすまれ[illegible]
文覽と人をもてそ心をもるる餘
[illegible]
維盛乃子息六代を相綱のように勅[illegible]討

たいらの親乃たちともきこえあるへきこのゝ又
彰朝とむつ[illegible]をし孫[illegible]
中さ[illegible]ゝ世[illegible]をいかゝ[illegible]不[illegible]仁や
少も[illegible]ゝ心[illegible]
うちとけ[illegible]人[illegible]思[illegible]
孫[illegible]め但し彰朝ゝ一朝[illegible]
いかゝ[illegible]
おゝ[illegible]
[illegible]九條右大臣摂禄[illegible]

鎌倉殿[illegible]院へ[illegible]中さ[illegible]
十二月廿八日ゝ内覧宣旨を下さ[illegible]と昌泰
[illegible]北野天神本院右大臣相並て内覧乃事
[illegible]外幼主乃[illegible]時右大臣[illegible]内覧の
例なりと右大臣仰[illegible]
十三日摂政乃詔書を下さ[illegible]前乃日院[illegible]
右少辯定長を御使[illegible]右大臣摂禄の
彰朝を彰執中[illegible]近衛殿へ中さ世[illegible]
急[illegible]門さ[illegible]丹波國辞中さ世

紛て法籠居ける太閤大臣擇ばれまくしを
さ[illegible]まして[illegible]なれども[illegible]弱
まくしはことなりなりとて中ら法皇
[illegible]なれども鎌倉の源二位乃
ら中さ[illegible]ものなれば力及ばれ
右大臣をかうさもくく九条よまくくの
保元平治ら以後世乃みだれうちきてる
換するひまもなく朝夕鎧ばかりめしら
隠遁むるしうす陽報免るあらはまら

やうんかの悦あれひくくうれら
世を治めすくまを[illegible]とれて[illegible]
六代御前十四五ふを成[illegible]されば世のなを
流さまもまはよ疫ら[illegible]
母上乃[illegible]見なりてを見なとうりて
き人をやし奉ん幸の姫さよ世乃
世まてはりきは今を近衛司よくくてあら
まのハなとおいすてあまれるるら
十六と中年の文治四年の[illegible]

あるへきものなりねんとて 柿衣袴負なとき
そとあくうりの童なり髪を肩乃まわり
らかきりて 文覚と人よいはれしてい
俗行よ出給ふるに赤布衣を用ひたに
出給ふ法師供よ参りく時れ
入道の庵室に参入く我を忘れるものや
父乃成をて給ふるのきうりくて参り
うとのものへて時頼入道うく宣ときて
らり 權亮三位中將乃勇拔のを唯今の
事乃やうにおもはれやこれ山伏
少も三位中將よたのうの仰のへらあるを
をめらわたりまてれ事こまたに好わ
中ふれは此山ふ一ぐし涙をうれあへて髪
熊野へ参り給ふく新宮那智へてれ紀濱宮
乃王子の御前まて父三位中將勇拔のを
濱ふ伏無れをとをくと打なるめ行く
をを涙よ流そなうれ父を此御前の興
まくをとなを行くまうの我行れ

[illegible]と云事なるを
無らん之きく御うの父乃御方へ
るつくを面りくて心ちひめもする
法くるるのく所あるきにあるね流の
御る佛の御形をつくる開眼しく
会佛中行道しく過去聖霊成等正覚を祝
業樹をいのりのて御うの流る勝こるく
なくく京へより行る高雄の色る御の
三位禅師乃者て中言

建久元年十一月七日鎌倉殿ゟ為あり寺院
内乃見参ゟ入く正二位しく形く形く正二位
大納言小成て同年十二月四日大納言乃右大
将ゟ成行く右官を辞て同十六日ゟ関東へ
下向同三年三月十三日法眼隠さ世給ふる
同六年三月十三日大仏供養行り平家の位
と総悪七兵衛景清鎌倉へ降人ゟ来る
れハ和田左衛門尉義盛ゟ形るるむの
年乃ゟ作つるゟ口乃るす和田

右衛門尉有あもたり一度をせめくだりき
先よりあるいそ樋のときよ馬引よ給く
乗ちなしく者くれハもてありつる
他人よあつくもせもとゆ中くれて常陸國住人
和田清門尉知家よ行つ
鎌倉殿大佛供養ハ随兵ハ守護乃くもて
建久六年二月よ洛四三月十二日南都へ
入きの大衆ハ引くの恵あるゆ中よ
性しくもの入くれハ樋原とあて
入き給つる南の大門乃ひんハ脇よあやし
たくくる大衆ハ中へうきふく入く防戦くる
緩怠とりたくくれハ疑を利てかくをな
くくさくくれ何者と問よ平家ハ侍薩摩
中務忠宗助とゆ者くくもそれハいくよとくハ
くしや者をねくれ宗くさくて也とゆきな
徳倉房うたくるつくものく汝ハいさ神物や
とて石おくく大佛供養果く都へゆくあて
宗助をハ六條河原よてきくれ

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan